

# 保 育 か な が わ

発行所  
横浜市神奈川区沢渡4の2  
神 奈 川 県 保 育 会

発行人  
富 田 英 雄

題字  
故 内 山 岩 太 郎 筆

神奈川県保育会の皆様には、日ごろから本県の保育行政に多大なご理解、ご協力をいただいておりますことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

また、長年の懸案でありました民間保育所振興費の見直しにつきましてもご理解をいただき、「民間保育所運営費」として新しい形でスタートできますことに対し、心より感謝申し上げます。

さて、ご案内のように、少子化がますます進行しており、国では、昨年、「少子化対策推進関係閣僚会議」

「少子化への対応を推進する国民会議」の設置、「少子化対策臨時特例交付金」の交付をはじめ、十二月には「少子化対策推進基本方針」を決定し、この基本方針に基づいて、十一年度に終了する「緊急保育対策等5か年事業」を拡充発展させ、「新エンゼルプラン」を策定しております。さらには、保育所への民間企業の参入、定員要件の緩和など、保育所にかかわるさまざまな規制の緩和も予定されております。

また、本県では、平成九年新総合計画21」を改訂し、新たな重点プロジェクトとして「子どもを生み育てることに夢を持てる社会づくり」を計画に位置づけ、その実施プログラムとして「結婚や子どもの誕生など家庭を考える機会の提供」「子どもたちが健やかに育つ環境づくり」「子育てを深めてもらうために若い人たちに人気のある子育てマンガを主体としたタブロイド版未来新聞」(発行 県児童福祉課)を新聞折り込みにより約二七七万世帯に配布するなど、県民の皆様のニーズの把握や「子育て」や「子育て」を考える機会の提供に取り組んでまいりました。

## 神奈川の保育の方向性について



神奈川県福祉部児童福祉課長 赤川 美 紀

を深めてもらうために若い人たちに人気のある子育てマンガを主体としたタブロイド版未来新聞」(発行 県児童福祉課)を新聞折り込みにより約二七七万世帯に配布するなど、県民の皆様のニーズの把握や「子育て」や「子育て」を考える機会の提供に取り組んでまいりました。

一方、皆様のご協力により、市に設置する子育て支援センターや地域育児センターをはじめとする地域の子育て支援体制の整備をさらに進めていく考えております。

現在、本県の保育事業では、県保育会の皆様の深いご理解と多大なご尽力により、年を追うごとに充実した展開をしておりますが、「子どもを生み育てることに夢を持てる社会」の実現のために一層の保育施策の充実に向けてまいります。今後とも、保育行政への皆様の一層のご理解と温かいお力添えをよろしく願ひ申し上げます。

てを社会全体で支える基盤の充実」「子育てと仕事が両立しやすい環境の整備」を掲げ、少子化社会への対応を進めていくこととしております。

さらに、県保育会の皆様にも園長研修会の開催等でご協力いただいた少子化対策臨時特例交付金事業の一環といったしまして、「少子化に関する県民意識・ニーズ調査」や、少子化や子育てに対する関心を深めてもらうために若い人たちに人気のある子育てマンガを主体としたタブロイド版未来新聞」(発行 県児童福祉課)を新聞折り込みにより約二七七万世帯に配布するなど、県民の皆様のニーズの把握や「子育て」や「子育て」を考える機会の提供に取り組んでまいりました。

平成十一年四月の保育所入所児童数は前年四月より一、二六九名増加の三一、九〇六名となり、待機児童数は前年より八〇名少ない一、三四一名、待機率も〇・四ポイント下がって四・二%となっております。今後とも、本県では、保育所・分園の創設、定員の弾力化の活用など、待機児童の解消に努めていくとともに、引き続き、延長保育、乳児保育

# 保育制度の動向

草山 充

この四月から「新エンゼルプラン」がスタートし、また、認可保育所に民間事業者の参入が認められるようになりました。一方会計処理の面では、経営成績の把握という新たな視点も加わり会計のあり方も変化しました。国会提出中の社会福祉事業法等の一部改正法律案での利用者保護制度(苦情処理システム)、保育が労働省に飲みこまれる省庁再編、更なる規制緩和、情報公開、第三者評価システム、その後の、保育所利用の直接契約制度や施設補助から利用者への補助方式への転換などが地方分権の流れの中で、一挙に進展しようとしています。

認可保育所にとって様々な形で起る厳しい状況の中で、自治体立や社会福祉法人立が従来のまま今後も生き残れるとは誰しも考えていないでしょう。こうすれば大丈夫と言え

る者に市場を保障する意味でもありますが、地方版エンゼルプランでその数値が埋められていけば、自治体は新たな認可保育所を必要としない筈です。

「民間事業者の参入」については、基本財産(敷地と園舎)自己所有制限の撤廃や最低基準、通知・通達による様々な規制の緩和により具体化し、民間事業者(特に営利団体)向け会計処理方法が出来上がれば完成です。立地条件の良い所、即ち待機児が多く事業転換出来る建物があり且つ利用に便利な場所、例えば、駅近隣などでは、相当の勢いで民間事業者の設置する認可保育所が広がって行くと思われ

ます。幼稚園等を経営する学校法人も同様に参入するでしょうが、幼稚園運営に対する規制が緩められないとしたら、認可条件が緩和される社会福祉法人設立の道を選ぶかも知れません。認可外保育所の中にも、新たに認可条件を満たすところが多く出ます。いざれにしましても今回の規定を

見る限り、利用者の便宜が図られれば、たとえ地域全体で認可保育所が定員割れを起こしていても民間事業者の参入は可能と解釈できますし、保育需要がそこそこ満たされていても、例えば二十時まで開園する保育所があっても、二十時十五分までの保育需要がありそれを満たせなければ、極端な話、二十時十五分まで開所する認可保育所の設置を新たに認めるということもあり得るわけです。まさに競争に歯止めがかけにくい状況になりそうです。

また、民間事業者が出来ることは当然社会福祉法人も出来ることも忘れてはいけません。

今後避けられない状況として「直接契約と直接補助」があります。直接契約になることによって従来の保育所運営費負担金(委託費)は、保育所への報酬となり、従来の認可保育所にとっては使途制限が緩和されるメリットも出ます。しかし、一方では益々利用者の選択権と保育サービス

内容への要望が強まることになり、需要に応える新規事業者の参入も容易になります。民間事業者の参入とあいまって考えると、利用者にとって魅力的な保育所づくりが大きな課題になります。

社会福祉の基本法ができて、社会福祉やサービス提供のあり方が変化する時代に、私たちは保育所の外側から即ち利用者や納税者の立場から保育所経営を考えることがとても大事です。

その他、公立保育所の民間委託について、受託先が民間企業や学校法人であることも考えられており、また待機児が多いところでも過疎地でも委託の傾向は変わらない状況です。また、分園方式では、合算定員での保育単価の減少が幾分緩和されました。更に保育所運営費の弾力運用では、一定の条件が付されているものの、民給費加算額を限度として、保育所整備・環境改善等の経費の償還や積立てのための支出が出来るようになります。

「新エンゼルプラン」は、少子化対策の総合的施策としての性格を更に明確にし、多くの関連機関や関係者がとり込まれ、様々な事実には従来にない相互乗り入れが促進されてきます。

そんな中で、地域子育て支援センター(地域によっては小規模型の活用)の整備・充実や家庭的保育を行うものとの連携やファミリーサポートセンターなどとの連携は欠かせません。

最も重要なことは、特別保育事業を地域計画(地方版エンゼルプラン)の中で、従来の認可保育所の責任として、カバーし切っているかということ。目標値が示されていることは、これから参入す

る者に市場を保障する意味でもありますが、地方版エンゼルプランでその数値が埋められていけば、自治体は新たな認可保育所を必要としない筈です。

「民間事業者の参入」については、基本財産(敷地と園舎)自己所有制限の撤廃や最低基準、通知・通達による様々な規制の緩和により具体化し、民間事業者(特に営利団体)向け会計処理方法が出来上がれば完成です。立地条件の良い所、即ち待機児が多く事業転換出来る建物があり且つ利用に便利な場所、例えば、駅近隣などでは、相当の勢いで民間事業者の設置する認可保育所が広がって行くと思われ

ます。幼稚園等を経営する学校法人も同様に参入するでしょうが、幼稚園運営に対する規制が緩められないとしたら、認可条件が緩和される社会福祉法人設立の道を選ぶかも知れません。認可外保育所の中にも、新たに認可条件を満たすところが多く出ます。いざれにしましても今回の規定を

見る限り、利用者の便宜が図られれば、たとえ地域全体で認可保育所が定員割れを起こしていても民間事業者の参入は可能と解釈できますし、保育需要がそこそこ満たされていても、例えば二十時まで開園する保育所があっても、二十時十五分までの保育需要がありそれを満たせなければ、極端な話、二十時十五分まで開所する認可保育所の設置を新たに認めるということもあり得るわけです。まさに競争に歯止めがかけにくい状況になりそうです。

また、民間事業者が出来ることは当然社会福祉法人も出来ることも忘れてはいけません。

今後避けられない状況として「直接契約と直接補助」があります。直接契約になることによって従来の保育所運営費負担金(委託費)は、保育所への報酬となり、従来の認可保育所にとっては使途制限が緩和されるメリットも出ます。しかし、一方では益々利用者の選択権と保育サービス

内容への要望が強まることになり、需要に応える新規事業者の参入も容易になります。民間事業者の参入とあいまって考えると、利用者にとって魅力的な保育所づくりが大きな課題になります。

社会福祉の基本法ができて、社会福祉やサービス提供のあり方が変化する時代に、私たちは保育所の外側から即ち利用者や納税者の立場から保育所経営を考えることがとても大事です。

その他、公立保育所の民間委託について、受託先が民間企業や学校法人であることも考えられており、また待機児が多いところでも過疎地でも委託の傾向は変わらない状況です。また、分園方式では、合算定員での保育単価の減少が幾分緩和されました。更に保育所運営費の弾力運用では、一定の条件が付されているものの、民給費加算額を限度として、保育所整備・環境改善等の経費の償還や積立てのための支出が出来るようになります。

認可保育所にとって様々な形で起る厳しい状況の中で、自治体立や社会福祉法人立が従来のまま今後も生き残れるとは誰しも考えていないでしょう。こうすれば大丈夫と言え

る者に市場を保障する意味でもありますが、地方版エンゼルプランでその数値が埋められていけば、自治体は新たな認可保育所を必要としない筈です。

「民間事業者の参入」については、基本財産(敷地と園舎)自己所有制限の撤廃や最低基準、通知・通達による様々な規制の緩和により具体化し、民間事業者(特に営利団体)向け会計処理方法が出来上がれば完成です。立地条件の良い所、即ち待機児が多く事業転換出来る建物があり且つ利用に便利な場所、例えば、駅近隣などでは、相当の勢いで民間事業者の設置する認可保育所が広がって行くと思われ

ます。幼稚園等を経営する学校法人も同様に参入するでしょうが、幼稚園運営に対する規制が緩められないとしたら、認可条件が緩和される社会福祉法人設立の道を選ぶかも知れません。認可外保育所の中にも、新たに認可条件を満たすところが多く出ます。いざれにしましても今回の規定を

見る限り、利用者の便宜が図られれば、たとえ地域全体で認可保育所が定員割れを起こしていても民間事業者の参入は可能と解釈できますし、保育需要がそこそこ満たされていても、例えば二十時まで開園する保育所があっても、二十時十五分までの保育需要がありそれを満たせなければ、極端な話、二十時十五分まで開所する認可保育所の設置を新たに認めるということもあり得るわけです。まさに競争に歯止めがかけにくい状況になりそうです。

また、民間事業者が出来ることは当然社会福祉法人も出来ることも忘れてはいけません。

今後避けられない状況として「直接契約と直接補助」があります。直接契約になることによって従来の保育所運営費負担金(委託費)は、保育所への報酬となり、従来の認可保育所にとっては使途制限が緩和されるメリットも出ます。しかし、一方では益々利用者の選択権と保育サービス

内容への要望が強まることになり、需要に応える新規事業者の参入も容易になります。民間事業者の参入とあいまって考えると、利用者にとって魅力的な保育所づくりが大きな課題になります。

社会福祉の基本法ができて、社会福祉やサービス提供のあり方が変化する時代に、私たちは保育所の外側から即ち利用者や納税者の立場から保育所経営を考えることがとても大事です。

その他、公立保育所の民間委託について、受託先が民間企業や学校法人であることも考えられており、また待機児が多いところでも過疎地でも委託の傾向は変わらない状況です。また、分園方式では、合算定員での保育単価の減少が幾分緩和されました。更に保育所運営費の弾力運用では、一定の条件が付されているものの、民給費加算額を限度として、保育所整備・環境改善等の経費の償還や積立てのための支出が出来るようになります。

## 民振費から

## 民間保育所運営費へ

鈴木 源 二

先般各団体及び県保育会委員に説明会が行われ、いよいよ平成十二年度より民間保育所運営費補助として新振費がスタートします。

前回平成十一年十月に発行した「保育かながわ」で草山



氏がお書きになった文章でもお分かりのようにここ数年やって来たことが決まろうとしています。平成九年度から続けてきて、会長を始め委員のメンバーや各地区の園長会の皆様と共に要望書を持ち何度県庁を往復したことか、今となつては「ああしておけば良かった」「こうしておけば良かった」と反省しきりです。ただひとつ、特別経常費について言えることは、四分の一の子の法人負担はでてしまいましたが、旧振費から切り離して、市町村の二分の一負担を当分の間(平成十五年)無くさせたことは大きな成果だと自負しております。

又、一般経常費は、人件費、管理費等を含めて(一)保育所機能強化費、(二)利用者別基礎加算、(三)開所時間加算、(四)障害児保育加算、

(五)地域格差是正に変わっていきます。今年度の制度で大きく変わったところは、一律定額補助方式ではなく、乳児保育、途中入所(定員以上)、障害児保育等いろいろな事業を行う保育所に対して厚くなっています。と言うことは、乳児が少なく開所時間も短く定員割れしている保育所は補助金は減るわけです。しかし、ご安心ください平成十四年度までは激変緩和措置により極端な変化はないでしょう。でも、この方向に向かっているのは間違いないと思います。それまでに定員の見直し等行わなければなりません。

地域育児センターの三十万円については今回の運営費補助金の中で唯一取って付けたような形で残っています。これについては、県児童福祉課にも話をし、これから保育会として育児センター事業をどのように考えるのか検討していきたいと思っております。

上を向いていけば補助金が落ちてきた時代はもう終わったのです。これからは、その施設で何をやり、その為のお金を行政と協議してどの様に予算化するかが一番大事だと思います。これから各市町村で各補助金の見直しが始まると思えます。皆様も地域の園長会、保育会で充分に討議され補助金の見直しに参画していただきたいと思えます。その為の情報交換会を十二年度は県保育会として是非とも持ちたいと思っております。

会員の皆様の中には、この様な経過を聞いてみると、何時から県保育会はお金お金という圧力団体になってしまったのかと言われる方もいらっしゃると思えます。「補助金は今のままで充分ではないか」足りなければ社会福祉事業なのだから「苦しいときはみんな分分かちあって耐えればいい。」諸先輩達の声が聞こえてくるようです。

私たちも同じ考えなのです。では、どうしてこの小委員会を発足してこの様なことをやるかという、今までは行政の指導型の児童福祉で、行政の言われるままに措置された子ども達だけを保育して良かっただけを保育して良かっただけです。しかし、これからは、一時保育や地域との交流、育児相談等、入所児以外の子ども達にも目を向けて地域に開かれた保育所になければいけないのです。これは、民間始動型の福祉へと時代が変わって行く時なのではないでしょうか。より地域に根ざし、それぞれの園の特色を出し、施設を経営していかなくてはなりません。その為には、我々も制度を理解し行政と手を取って子ども達のために予算や制度の見直しに積極的に参画していく必要があるからです。まさに底辺からのムーブメントです。現場の声を市や県、如いては国に発信していかなければいけないと思えます。それが各団体の役目だと思います。近い将来必ず措置施設ではなくなる日がくるのですから。

最後に、この補助金を我々がどう生かしていくのか、平成十五年の見直しまでに職員のみな様と共に考えていきたいと思っております。

最後に、この補助金を我々がどう生かしていくのか、平成十五年の見直しまでに職員のみな様と共に考えていきたいと思っております。



災害食への取り組み

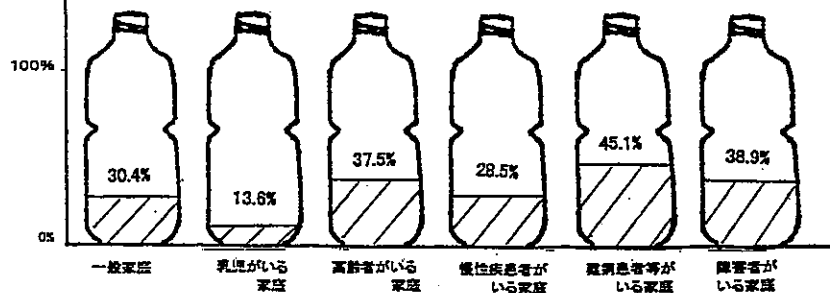
平成6年度より10年度まで取り組みました「乳児の栄養と保育所における離乳」は、平成10年3月に委員会の報告書「離乳食への取り組み」と題して、各保育園に配付されました。

今回のテーマは、一冊の調査結果報告書との出会いから始まりました。それは、平成7年1月に起きた阪神・淡路大震災で「生きることは食べる」と誰もが食べることの大切さを再認識させられた調査報告書だったので。阪神・淡路大震災も5年の年月を数え、その記憶が薄れ掛けているのも事実です。特に、神奈川県は活断層も多く、いつ地震が起きても不思議ではありません。

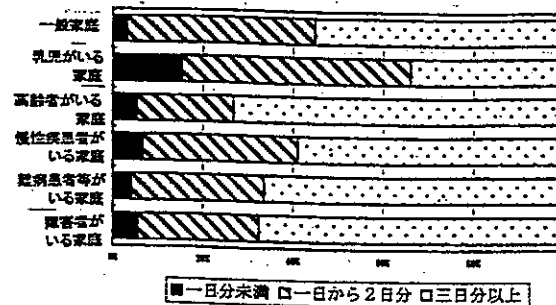
委員会で、「食生活を中心とした災害の備えについて —— 食生活実態調査結果 ——」を資料として進めていくうちに、大変ショックなアンケート結果がありました。それは、乳児がいる家庭は、日頃の食料の在庫量、災害に備えての備蓄量、飲み水の備蓄量が、他の家庭に比べ大変少ないことでした。さらにミルク、離乳食、哺乳びんの準備量にいたっては、非常に心配な状況でした。求められている3日分の自助努力には程遠い現状です。

( 参考資料 参照 )

● 飲み水など3日以上備蓄している家庭は？



● 食料の備蓄量は？



● 食料の備蓄内容は？

- 1位...梅干し (74%)
- 2位...米 (67%)
- 3位...カンパネ (61%)

赤ちゃんのためにミルク  
離乳食それから水も  
備えておかないとね。

\*乳児のいる家庭114世帯にミルク・離乳食・哺乳びんの備えのある世帯は13世帯でした。

乳児がいる家庭のミルク・離乳食・哺乳びんについて「乳児がいる家庭」では「ミルク・離乳食」及び「哺乳びん」の両方を災害に備えて準備している家庭は、11.4%にすぎない。

対象	人数(人)	割合(%)
ミルク・離乳食の備蓄がある家庭	19	16.7
(上記のうち哺乳びんの備えがある家庭)	13	11.4
(全体)	114人	100%

神戸では、避難所に食料が届き始めたのは丸一日かかったと聞いています。お腹を空かした赤ちゃん達はどうするのでしょうか。

このような結果を踏まえ、委員会では、

### 1. 緊急時の保育園の役割について

### 2. 災害時の食生活について

### 3. 備蓄食糧の見直しについて

検討いたしました。

## 1. 緊急時の保育園の役割について

- ・地域の乳幼児を持つ家庭の受け入れは可能か。
- ・乳児を持つ家庭に対し、保育園を一時避難所として利用できるようにすべきである。
- ・在園児の保育を優先すべきであり、保育園を地域解放はしない方が良いとする考えもある。
- ・地域育児センターの役割としても、当然、避難所として利用できるようにすべきである。
- ・地域で利用する場合、食糧の確保はできるのか。
- ・自助・公助のあり方等、問題が多岐にわたるため、委員会としては、地域性を考慮し、問題を提起することにとどめた。
- ・10年度調理員研修会で、出席した給食関係者に、地域と連携して防災訓練等を実施しているか質問しました。が、120名余の出席者の手が上がったのは、10名もありませんでした。

## 2. 災害時の食生活について

- ・食糧の備蓄量について（3日分）
- ・備蓄内容（水・乾パン・米・粉ミルク・缶詰 等）
- ・保管場所（専用庫・屋内・屋外）
- ・食品管理（賞味期限のチェック・入れ替え 等）

これらは、いずれの保育園でも実施されており、監査で問われても大丈夫でしょう。しかし、そのレベルで納得、安心していいのでしょうか。災害食は、乾パンと水、炊き出しとえば、おにぎりが常識だった私達の固定観念が、見事に変わり、刺激と意欲を与えてくれたのが、もう一冊の「災害時の炊き出しメニュー集」でした。

### \* 身も心も温まる炊き出しとは

- ・対象者への配慮（だれが食べるのか）
- ・栄養のバランス（温かくて薄味、消化吸収のよいもの）
- ・衛生管理（調理する場所、従事者は清潔か）
- ・保管（食品、水、使用器具、食器は安全か）

等、細部に至る内容は、日常から炊き出しについて話し合いをしておくことの大切さを学びました。

### \* すいとん汁作りの試み



炊き出しメニューとしては、古くからある「すいとん汁」を、5名の委員が各保育園で作りました。すいとん汁は、小さい子どもからお年寄りまで食べることができ、温かい汁物で水分も補給できることや、備蓄された食糧で誰でも作れるという利点があります。このような、すいとん汁を見直して、9月から1月までの期間を利用し、地域性と季節を考慮して作りました。すいとん汁といっても、いろいろな作り方があり、今後も、日常の保育園給食のメニューとして、活用できると思います。

また、子供達が喜んで食べるすいとんを作るにはどうしたらよいか。若い調理員ばかりの保育園では、地域のおばあちゃんの生活の知恵を借りて作ってはいかがでしょうか。

（5園のメニューは、12年1月の調理員研修会で配布しましたが、2例を紹介します。）

例1、都市型（相模原）

例2、農村型（開成町）

例1 **すいとん**    
 残り野菜でおいしく 

1人分の栄養価 (エネルギー 208 Kcal 蛋白質 9.1g 塩分 1.5g)

材料	分量 (10人分)	人分
小麦粉	300g	
水 (牛乳)	300g	
塩	少々 (小1/2)	
だし汁	1500cc	
醤油	30g	
酒	10g	
みりん	10g	
塩	8g	
油	30g	
大根	150g	
人参	100g	
里芋	250g	
しいたけ	100g	
鶏肉	200g	
油揚げ	50g	
長ねぎ	100g	

<作り方>

- 1 小麦粉に水を加えながら混ぜ、柔らかくなるまでこねる。
- 2 適当な大きさに切った材料を、だし汁で煮る。
- 3 こねたものをスプーンで落とし入れ、5分程度煮る。
- 4 醤油、塩で味を整える。



\* 上記の大根から長ねぎまでの具になる野菜は、あり合わせのもので結構ですし、肉類も缶詰めなどを入れてもおいしく食べられます。

☆ここがポイント☆


- ・ 粉をよく練った方がおいしく仕上がります。
- ・ 煮汁が煮立ったところへ入れる。



【結果】

小麦粉だけで作ったところ、冷めてしまうと固くなりとても食べにくかった。改善策として、白玉粉を4割り程度入れて作ると柔らかく、食べやすいことが分かった。



例2  おやつ用として冬の野菜を使った **七草すいとん汁**

1人分の栄養価 (エネルギー 193 kcal たんぱく質 8.1 g)

材料	分量 (10人分)	人分
小麦粉	150g	
白玉粉	150g	
スキムミルク	100g	
青菜 (小松菜・ホーレンソウ等)	220g	
大根	120g	
かぶ	120g	
だし汁 (だし類)	1800cc	
みそ	80g	

<作り方>

- 1、小麦粉・白玉粉・スキムミルクをよく混ぜ合わせ、水を入れて耳たぶ位のかたさに練っておく。
- 2、青菜は茹でて1cm位に切り、大根はいちょう切り、かぶの葉は1cm位に切り、かぶはいちょう切りにしておく。
- 3、鍋にだし汁・野菜を入れてみそで味を整え、すいとんを手でちぎり入れ浮いてきたらできあがりです。

\*\*一口メモ\*\*

・ 春の七草とは



### 3. 備蓄食糧の見直しについて

- ・地域性を確認し、自分の保育園に見合った食品を置く。  
(水・レトルト食品・インスタント食品・ベビーフード・乾物類等)
- ・救援物資と組み合わせて食べやすくする。
- ・保育園や地域の保管庫に備えられている食品内容を知っておく。

#### 研修のまとめ

災害時の食生活について、次の3つの提案をいたします。

##### 1. 炊き出し経験のすすめ

(9月の防災の日だけに実施するのではなく、年間を通して実施しましょう)

##### 2. 保護者へのアンケートのすすめ

(若い父母への意識啓発を図り、実態を知りましょう)

\*右のアンケート結果は、農村部の保育園の実態です。

##### 3. 災害時ネットワーク作りのすすめ

神奈川県社会福祉協議会から出された「神奈川における災害時福祉活動対応指針」を参考に、地域の各組織や団体との連携の他に、出入り業者・地域の商店・ボランティア・県内(外)保育園(姉妹園)との連携を図りましょう。

#### おわりに

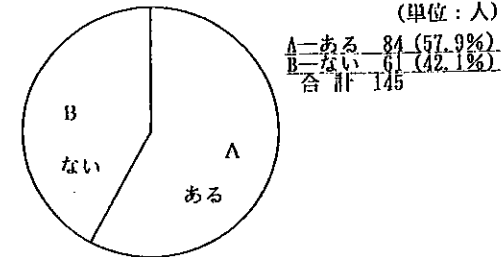
今回の研修に、資料提供をしていただきました足柄上地域食生活対策推進協議会、並びに神奈川県足柄上保健福祉事務所に対し感謝申し上げます、この報告が便利な生活に慣れきった日常に一石を投じることができれば幸いです。

#### 神奈川県保育会 給食問題研究委員会名簿

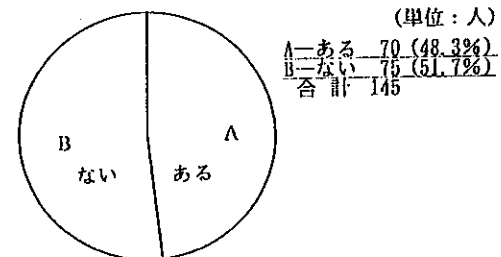
委員長	生野多恵子	(上宮田小羊保育園)
委員	富田昌子	(岩瀬保育園)
委員	酒井かず子	(金目保育園)
委員	坂本紀美子	(立正保育園)
委員	露木省子	(酒田保育園)

### アンケート結果

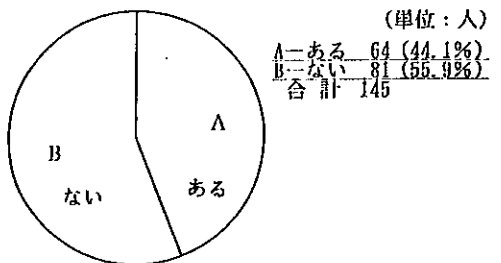
#### (1) 災害に備えて食料を用意していますか?



#### (2) 災害に備えて飲料用の水や飲み物を用意していますか?

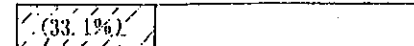


#### (3) 食料を含めた災害時の対応について家族で話し合いを持ったことがありますか?



#### (4) (1), (2)の間に両問共“ない”と答えた人

ない 145人中(48人)





平成十一年十月十三日から十五日の三日間にわたり石川県金沢市で第四十三回全国保育研究大会が開催されました。

# 第43回 全国保育研究大会

— 石川県金沢市で開催 —

係者、約一九〇〇名が集い熱心な研究、討議が行われました。

大会は、第一日目、金沢市観光会館において金沢に古くから伝わる宝生流の能で厳粛なうちに幕を開けました。

開会式では、石川県社協保育部会の石田部会長の開会あいさつ、石川県保育士会の坂本副会長の児童憲章朗読、物故者慰霊黙祷の後、主催者のあいさつとして全国保育協議会の近藤副会長、全国社会福祉協議会の松尾常務理事、石川県社会福祉協議会の嵯峨会長のあいさつが行われました。

次に保育事業に尽力された三五五名の方々の表彰が行われその功績がたたえられました。その後、来賓の石川県の谷本知事、金沢市の山出市長から祝辞をいただき開会式を終りました。

『子どもを生み育てる  
「夢」ある社会をめざして  
— 保育のあり方を考える —』  
をテーマに全国各地の保育関係

続いて、厚生省児童家庭局保育課の中村賢課長補佐より行政説明が行われ、少子化の進行と国の対応、少子化対策臨時特例交付金の申請状況、保育所の現状と社会福祉基礎

構造改革の動向、保育所の設置主体制限の見直しについての検討状況、平成十二年度予算の概算要求について、保育所保育指針の改訂についてなどの説明が行われました。

基調講演は、中央児童福祉審議会委員長で社会福祉法人旭川荘理事長の江草安彦氏が『二十一世紀に夢を』と題し少子化高齢化社会、人口減少社会の到来等の中において保育所の果たす役割の大きさを力説されました。

第二日目は、市内のホテル四か所ので九つの分科会が開か

れ、熱心な研究討議がされました。第六分科会では、平成十年度神奈川県保育士会保育内容研究会から「保育所保育指針を考える」

— 一・二歳児 —  
楽しく食事をするための環境づくりについて”

をテーマに相模原市立文京保育園の保育士、本橋治代さんと大和市立福田保育園の保育士、田沼妙子さんの二人から研究発表がありました。食事という身近なテーマに参加者の関心も深く、活発な意見交換がされ有意義な分科会となりました。

第三日目は、会場を金沢市観光会館にもどし全体会が開かれました。議長の近藤副会長より全体総括、石川県保育士会の吉田会長より大会宣言が朗読され、採択されました。

続いて、『渡す手 続く手』と題し森千栄子氏のコーディネートのもと福光松太郎氏

(福光屋代表取締役社長・酒造)と大樋年雄氏(大樋焼本家窯元十代大樋左衛門窯・陶芸等)の対談が行われました。



その中で伝統の継承の素晴らしさが伝えられ次代を担う子どもたちに渡すもの、続けていかなければならないものとは何かについて保育の真髄を垣間見るような心に残るお話をいただきました。

閉会式は、石川県保育部会の青木副部長の閉会のあいさつ後、次期開催地の福島県保育協議会による会津白虎隊の踊りの披露と宮内会長の歓迎のあいさつ、全国保育協議会の近藤副会長の閉会の言葉をもちついで三日間の大会の全日程を終了しました。

# 質の高い保育をめざして

## 平成11年度 研修会

### 主任保育士研修会

十一月十九日(金)横浜市の鶴屋町フォーラムに於て、神奈川県保育会の主催により開催されました。

当日は、各地区から主任保育士等、約百二十名の参加があり、会場一杯の中、午前中二本、午後二本の四講義が行われました。

第一講義は、「保育を取り巻く環境の変化と保育所経営の方向」と題して、神奈川県保育会会長の話がありました。

①保育園の入所方式が、選択制となつて、問われる保育士の姿勢、②保育園に対する親の期待感の変化にどう対応するか、③プロ(専門性)としての資質を高めようと努力しているか、④主任保育士としての立場をわきまえているか、⑤生き甲斐を持って業務に従事しているか、⑥幼稚園教育要領と保育指針、⑦規制緩和のうねりの中で、⑧待機児対策と過疎対策、⑨保姆↓

保母↓保育士……の話がされ、これからの保育園に必要なのは、魅力のある園、地域に愛される園であり、子どもの幸せ・母親の就労を支援するほどできるオアシスであるように。教育、体育、食育(バラ

ンスのとれた食事の提供)等、社会のニーズに対応できる園となるように、また、困難な保護者との関わりをもつなどの積極性、若い人の個性をつぶさないようにといったことも主任の役割であると、主任の重要な立場を話された。

第二講義は、千葉県宗吾保育園園長・舩全国保母会会長である久保美和子氏から、「改訂された「保育所保育指針」・「幼稚園教育課程」がめざすもの」の講話でした。

なぜ改訂されたか、その背景や新しく変わる保育指針のポイントが説明された。また、主任とは……人に言われたからではなく、自分で

課題を見つけ、人の先に立ち、人の三倍も働く、努力をする姿勢の大切さを話された。

第三講義は、日本カウンセリング協会会長で、一級カウンセラーの藤木偉和雄氏から「“気になる子ども”の保護者の“関わり”について」と題して、気になる子どもの関わり方は、一人一人全く違うこと、マニュアル通りには、いかないこと。さらに、「相談」とは・カウンセリングとコンサルテーション・カウンセラーとして①私があなたの

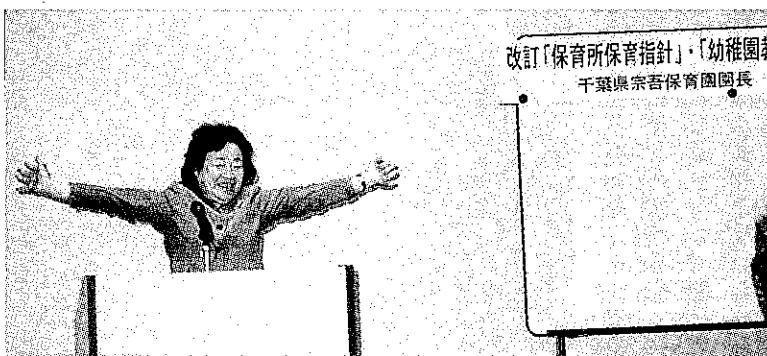
気持をわかる、②あなたの気持を私がわかる―相手の“心の鏡”になる―母親の気持をわかってあげる。それには、お互いに相手の気持をわかる関係が相談の次へのステップになること等の話でした。

第四講義は、品川区立五反田保育園園長・高橋祐子氏から「保育事業の新たな展開をめざして」と題し、①品川区の概要、②区長の考えで、心動かされた職員の意識改革、③人・物・金のつかない保育事業の展開、④利用者のニ-

ズに応えた取り組みに向けての内容で、品川区の保育事業の実践報告があり、「生きのこりたい」という言葉が、強く印象に残りました。

この研修は、一日に四講義の密度の濃い研修となりましたが、参加した皆さんの表情から、有意義な充実した一日であったことを感じ終了しました。

この研修は、一日に四講義の密度の濃い研修となりましたが、参加した皆さんの表情から、有意義な充実した一日であったことを感じ終了しました。



# 保育所調理員研修会

毎日、保育園の子ども達に

おいしい給食を作ってくれる

栄養士や調理員百四十一名の

参加を得て、平成十二年一月

二十七日当研修会を開催した。

第一部は、かながわ県民セ

ンターに於いて四講の研修を

行った。

最初に富田英雄・県保育会

会長は、そのあいさつの中で

厚生省は給食を外注してよい

としているが、愛情の籠もつ

た給食をだす為には、保育所

に調理室は不可欠であること

をこれからも働きかけて行く

と断言された。

また今の若いお母さんの中

には離乳食が作れない人もい

る、言葉で意志が伝えられない

乳幼児に、良い離乳食を作

れる保育園は、当然一般食も

上手に作れる良い保育園であ

ると言えるので、真心の籠もつ

た愛情給食をお願いしたいと

し、そのためにも此の研修会

は、保育会の続く限り開催す

ると結ばれた。

第一講義は、川崎市池田小

児科医院院長 池田宏先生に

よる「乳幼児の食と栄養・健

康について」と題して「川崎

方式」として知られる川崎市

医師会保育園医部会の活動を

通して、乳幼児の発育と健康

の基本となる正しい食生活の

あり方を特にアレルギー等ト

ラブルのある子の給食につい

て教示して頂いた。

川崎市の保育園では保護者

が除去食を希望する場合、主

治医からの意見書に基づき、

前記保育園医部会健康管理委

員会で検討した上、対応を決

定するシステムを取っている

との事です。

この場合、喘息、蕁麻疹、

アナフィラキシーショック等

生命の危機も有り得ると考え

られる場合は、厳格に除去す

るが、その程度により代替食

品や加工食品についてはどう

か等、細かい配慮がされる。

アトピー性皮膚炎のみの場

合はスキンケアを強力に行い

保育園での除去食は行わない

との事です。

子どもの健全な発育発達を

考える場合、安易に除去食を

行うことは問題があると考え

られます。

第二講義は、神奈川県保育

会給食問題研究委員会報告と

して、酒田保育園園長 露木

省子委員による「災害時の炊

きだしメニュー案」―季節と

地域性を考えた「すいとん

汁」―の発表があった。

大きな災害時には保育所の

調理室が炊き出し施設として

活用される事も考え、日頃か

らの備えが必要です。

第三講義は㈱サンワールド

取締役社長 藤田俊一氏によ

る「大規模災害発生時の非常

食について」である。

非常食を保管する場合の留

意点として、レトルト食品

(常温で置ける食品)の保存

は法律により一年以内と定め

られている。

袋に入っている物も、空気

温度、太陽光線、水分の無い

所がよい。

乾物類、虫が発生するので

脱酸素剤を入れる。

缶詰、ビン詰も永久ではな

い、湿気により錆びて簡単に

穴があく。

お菓子、ビニール袋のまま

ポリエチレンの箱にいれる。

野菜、土を掘って埋める事

は江戸時代から行われていた。

第四講義は東京サラヤ㈱食

品衛生インストラクター落合

宏美氏による「洗浄・殺菌の

効果的な使用方法について」

の講義であり、食品衛生は

「手洗いに始まり手洗いに終

わる」と衛生的手洗いの手順を指導され、手首も十分すいだ後乾燥させ(ペーパータオル等使用)、アルコール性手指消毒剤を乾燥するまで擦りあわせる事を勧められた。此の後第二部として、会場を東急ホテルに移し、食の実習を行ったが、内容豊かな研修を持つ事ができ、部員一同衷心より感謝致します。



# ファミリーサポート 小田原市

ファミリーサポートセンターは、国の「エンゼルプラン」で定められた「仕事と育児の

両立のための雇用環境の整備として、全国六十一市（平成十一年十二月末現在）が実施しており、県内では小田原市が初めての取り組みである。

子育て支援の施策として、小田原市の総合計画である「ビジョン二十一小田原」また「児童育成計画」に位置付けを行い、市民アンケートにおいても回答者の八十四パーセントがこの事業を必要と賛同があり、平成十一年十月からの活動開始となった。

小田原市ファミリーサポートセンターは、「育児の援助を受けたい人」（依頼会員）と「育児の援助ができる人」（支援会員）が登録し、センターのアドバイザーが、この会員の仲介役を行っている。



支援会員は申し込み後研修を受講し、会員登録をして活動を行う。

主なねらいを、「会員の活動を有償ボランティアとし、市民の参加を募集して、子育て支援の意識づくりをする。」「活動を通じ、子育てを地域で支える、子育てしやすい街づくりを目指す。」「働く女性が安心して子育てができ、少

子化対策に寄与する。」等としている。

しかし単に就労中の市民だけでなく、在宅育児における社会参加（PTA、通院、ストレスの解消、諸行事の参加）などにも活動範囲は広がっている。

又障害児保育などのできる会員の発掘や子育ての相談、助言などにより、孤立しがちな母親を勇気づけるなど、会員間で「地域で子育てをしていく」という連帯づくりに、期待した以上の効果が上がっている。

現在支援会員は九十八名（二月末現在）。下は十九歳から上は六十七歳までと、年齢的にも幅があり、又夫婦での登録や、支援会員と依頼会員を兼ねている人もいる。

育児の援助を受ける対象年齢が、三ヶ月の乳児から小学校三年生の児童までで、支援会員に支払う利用料金は、（平日午前七時から午後七時まで）一時間七百円、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始、並びに時間外については、一

時間九百円となっている。

援助活動は、支援会員の家庭において行うことを原則としている。また、依頼会員は、百八十二名（二月末現在）にのぼっている。

支援会員からは、「赤ちゃんが我家に來ただけで、家中が明るくなった。」

「研修を積んで、安心して預けてもらえるようになりた

い。」

「迎えの遅い時は、お風呂に入れてあげたり、家族のよう

に感じる。」等々。又依頼会員からは、「近所にこんな

にいい方がいらっしやるのかわかり、本当に良かった。」

「自閉症の子がいて、三人目の出産に不安があったが、

ファミリーサポートセンターを通じての支援を頂いて、安心して出産ができる。」等々

の感想が伝えられている。

これから、ますますさまざまなニーズに対応していくために、ソフトなケアとして、今後他市での取り組みにも注目していきたい。

（児童福祉課 中島利子）

## 編集後記

二十世紀最後の年、福祉全般の見直しがされ、保育所にも今までになく改革の波が押し寄せてきました。ふり返りますと、児童福祉法の改正、社会福祉基礎構造改革による規制緩和、保育所保育指針の改訂等々、中央より矢継ぎ早に目まぐるしく情報が送られてきたり、県の財政窮乏に伴う民振費の見直し等、超多忙な年でしたが皆様のご協力により二回の発行が出来ました。

保育所のあり方が問われる今、お互いに切磋琢磨し、あらゆる知恵を出しあい協力しながら「子どもたちの幸せのため」子育て中の母親支援のため「保育事業を進めていけたら」と考えます。そのため「保育かながわ」が保育事業推進の一助となれば幸いです。数ヶ月後には二十一世紀を迎えます。保育所がどのような方向に向かうのか、未知なるものがありますが会員相互の協力の下、神奈川の保育事業が明るく、豊かなものになる事を願います。部活動を通じて、いろいろ勉強させて頂いた事に感謝致します。